太田市告示第６９号

土壌汚染対策法(平成１４年法律第５３号)第１１条第１項の規定に基づき令和５年太田市告示第98号で形質変更時要届出区域に指定した区域について、同条第２項の規定に基づきその指定を解除するので、同条第３項において準用する同法第６条第２項及び土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第４７条の規定に基づき告示する。

令和７年６月30日

太田市長　　穂　積　昌　信

１　形質変更時要届出区域の指定を解除する区域

太田市庄屋町１番１の一部（別図のとおり）

２　土壌汚染対策法施行規則第３１条第２項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物、鉛及びその化合物

３　当該形質変更時要届出区域において講じられた措置等

①汚染土の掘削除去
②健全土による埋戻し
③地下水検査

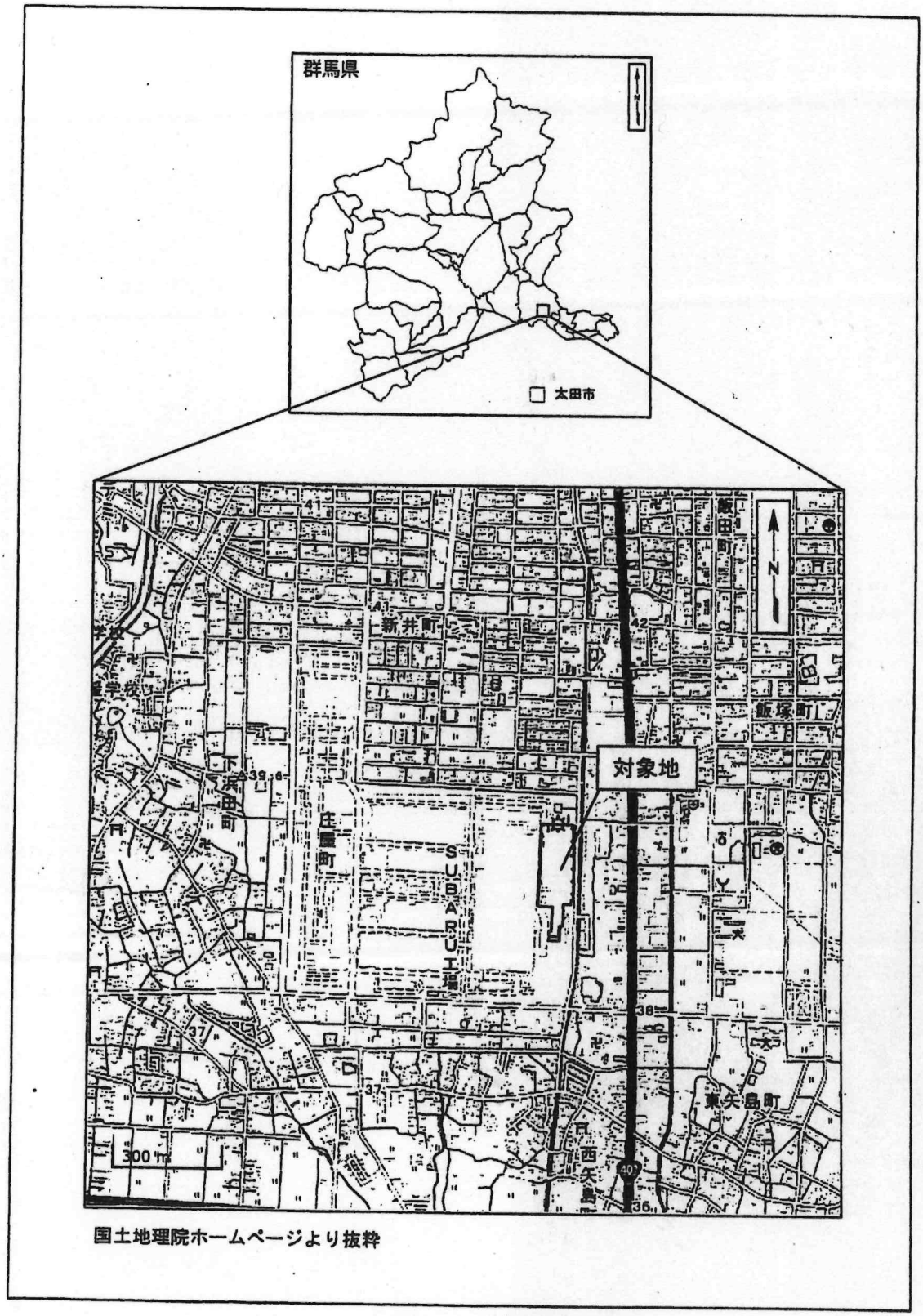

国土地理院ホームページより抜粋

図 1-1　対象地案内図

形質変更時要届出区域の場所

別添資料1-1

形質変更時要届出区域の所在地：群馬県太田市庄屋町1番1（地番表示）

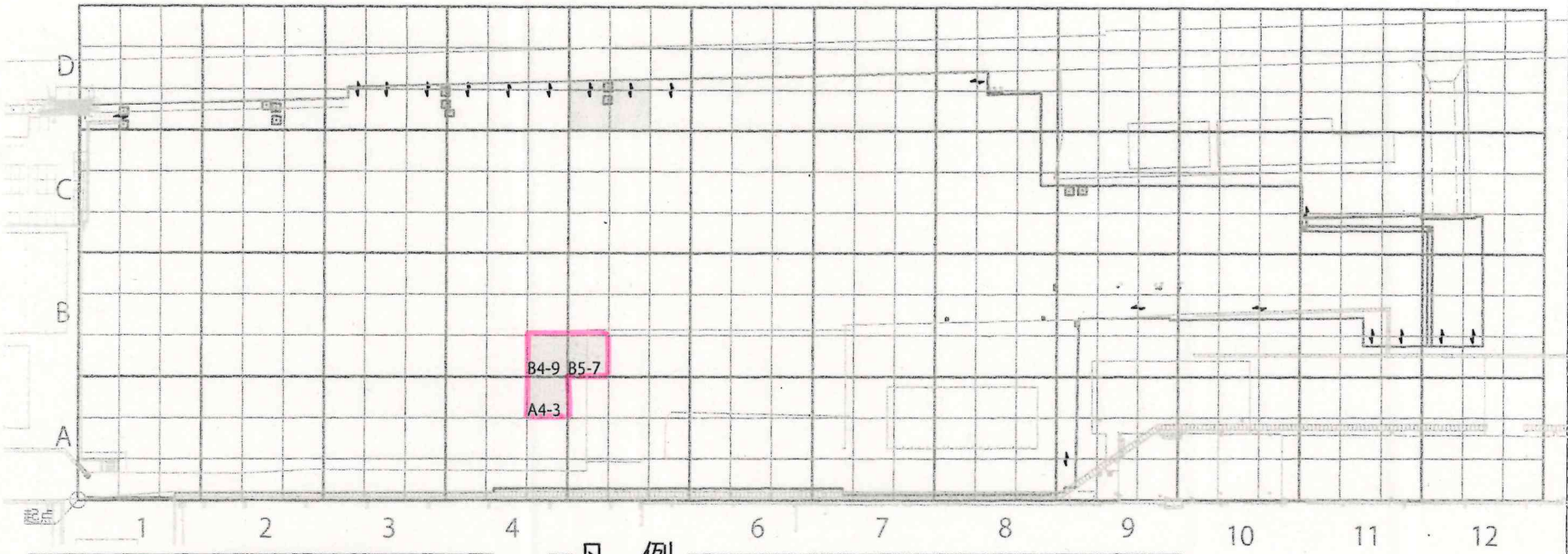

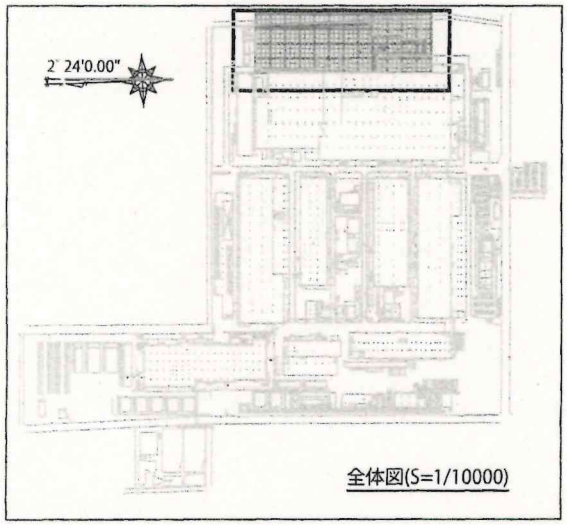

全体図(S=1/10000)

凡　例

- □ ：調査範囲
- □ ：30m格子
- □ ：単位区画(10m格子)
- □ ：形質変更時要届出区域
  鉛及びその化合物・ふっ素及びその化合物
  溶出量基準超過区画
- □ ：対策済
- □ ：形質の変更を行う範囲
  （掘削除去を行う範囲）
- ⇄ ：区画統合

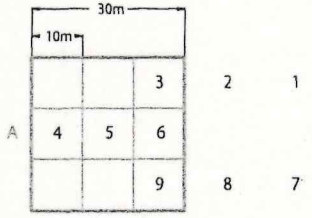

名称 TITLE					
					作成日 DATE
承認 APPD	計画 PLAN	照査 INQ	設計 DSGN	製図 DRAWN	尺度 SCALE
工番 JOB NO			図番 DWG NO		

施工報告書

1. 施工方法概要

・3 区画の形質変更時要届出区域において、基準超過が確認された物質（ふっ素及びその化合物の溶出量、鉛及びその化合物の溶出量）について、基準適合を確認した深度まで掘削除去し、場外で適正な処分を行った。

・汚染土壌の掘削及び運搬に際しては、汚染土壌の飛散、拡散防止に努め、周辺環境保全対策を実施した。

・汚染土壌内及び盛土内に存在した塗料カスについては掘削し、篩分けを行い、場外で適正に処分した。

・掘削後は、盛土（基準適合土壌）及び施行規則第 3 条の 2 第二号（基準不適合土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地）に該当する土地の土壌にて埋戻しを行った。900m^3 以下ごとに 1 検体の土壌分析を実施し、基準が定められているすべての特定有害物質の土壌溶出量及び含有量の基準適合を確認した。

2. 対策数量

対策数量を表に示す。対策数量は 2360.02m^3、対策重量は 4159.90t、比重は 1.76t/m^3 であった。対策重量は、処理施設における計量結果(実測値)であり、篩分けが困難な盛土下部の土壌（0.1m 以内)、鋼矢板打設前の先行削孔時に発生した土壌及び鋼矢板内側の対策範外の土壌を含んだ数量である。

対策数量表

対策区画	対策面積 (m2)	地盤高 (KBM m)	被覆		区分	対策深度		対策土量 (m3)
			種類	(m)		GL-(m)	KBM (m)	
A4-3	100.0	10.920	As,砕石	0.15	盛土※1	0.15 ～ 1.35	10.770 ～ 9.570	0
					汚染土壌	1.35 ～ 9.15	9.570 ～ 1,770	780.00
B4-9	100.0	10.830	As,砕石	0.10	盛土※1	0.10 ～ 1.10	10.730 ～ 9.730	0
					汚染土壌	1.10 ～ 8.60	9.730 ～ 2.230	750.00
B5-7-1	54.0	10.560	CON	0.20	汚染土壌	0.20 ～ 8.33※3	10.360 ～ 2.230	439.02
B5-7-2	46.0	10.830	As	0.10	汚染土壌※2	0.10 ～ 8.60	10.730 ～ 2.230	391.00
合計	300.0							2360.02

※1　盛土は汚染土壌として取り扱っていない、盛土内に存在した塗料カスは篩分け、別途処理した。

※2　対策深度内に存在した塗料カスは篩分け、別途処理した。

※3　鉛の調査地点であるB5-7-2に対策底面を合わせた。